

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領

〔平成28年3月1日〕
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、産業廃棄物を使用した試験研究（以下「試験研究」という。）に係る計画書の事前提出その他必要な手続を定めることにより、当該試験研究の適正な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、各用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の定めるところによる。

(試験研究計画書の提出)

第3条 本市において試験研究を行おうとする者（以下「試験研究実施者」という。）は、あらかじめ、試験研究計画書（様式第1号）を市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

2 前項の試験研究計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 試験研究を行う場所の地図
- (2) 試験研究の内容が分かる書類
- (3) 試験研究に関わる者の所属、連絡先、役割等が分かる書類
- (4) 提供された産業廃棄物を使用して試験研究を行う場合は、産業廃棄物の提供者と試験研究実施者とが締結した産業廃棄物の提供に関する書類
- (5) 試験研究に関する工程表
- (6) 試験研究に使用する施設の構造および処理能力等が分かる書類
- (7) 試験研究により発生する産業廃棄物の量、処理方法等が分かる書類
- (8) 試験研究実施時の環境保全対策が分かる書類
- (9) 試験研究に使用する施設の維持管理状況に係る書類
- (10) 試験研究実施時の防災・災害対策、緊急時の対策が分かる書

類

(11) その他市長が必要と認める書類

3 試験研究の実施期間は、原則として1年を超えないものとする。
(試験研究変更計画書の提出)

第4条 試験研究実施者は、前条の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ、試験研究変更計画書(様式第2号)に、変更内容が分かる書類を添付して市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

(判断基準)

第5条 試験研究計画および試験研究変更計画は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備もしくは処理技術の改良、考案もしくは発明に係るものであること。

(2) 試験研究の期間は、試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間であり、取り扱う産業廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ、試験研究の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量であること。

(3) 試験研究については、法第12条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。

(4) 試験研究に使用する施設については、法第15条の2第1項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。

(5) 同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、当該試験研究の実施の必要性を判断し、主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。

(判断結果の通知)

第6条 市長は、第3条に規定する試験研究計画書又は第4条に規定する試験研究変更計画書が提出された場合において、当該試験研究計画又は試験研究変更計画が前条各号の規定に適合していると認めるときは、試験研究承認通知書(様式第3号)により試験研究実施者に通知するものとする。

2 試験研究計画又は試験研究変更計画が前条各号の規定に適合しないと認めるときは、試験研究実施者に対し、計画の変更その他

必要な指導を行うものとする。

(試験研究完了の報告)

第7条 試験研究実施者は、第3条又は第4条による試験研究を終了した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。この場合において、当該試験研究により産業廃棄物が発生したときは、「試験研究を終了した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」と読み替えるものとする。

2 試験研究完了報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 試験研究結果が分かる書類

(2) 試験研究により発生した産業廃棄物の量、処理方法等が分かる書類

(3) 試験研究に使用した施設の維持管理状況結果が分かる書類

(4) 試験研究実施時の環境保全対策結果が分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(試験研究中止の報告)

第8条 試験研究実施者は、試験研究を実施する前に試験研究を中止した場合は、速やかに試験研究中止報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 実施期間途中で試験研究を中止した場合は、試験研究を中止した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。この場合において、当該試験研究により産業廃棄物が発生したときは、「試験研究を中止した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」と読み替えるものとする。

3 試験研究完了報告書には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(試験研究の承認の取消し)

第9条 市長は、試験研究が第5条の判断基準に適合しなくなったときは、当該試験研究を中止させ、その承認を取り消すことができる。

2 前項の試験研究承認の取消しを行ったときは、試験研究承認取

消通知書(様式第6号)により試験研究実施者に通知しなければならない。

(指導および助言)

第10条 市長は、試験研究実施者に対し試験研究の適正な実施を確保するため、必要な指導および助言をすることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。